

社会福祉法人南流山福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南流山福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	実 費 弁 償 費 (日額)
理事会出席報酬等	8,000円	1,500円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	実 費 弁 償 費 (日額)
評議員会出席報酬等	5,000円	1,500円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とすることができる。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 業務執行理事の報酬及び実費弁償費は別表1を越えない範囲で勤務実態に応じ、理事長が定めた額とする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とすることができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 1 報酬は日額7千円とする。
- 2 旅費は実費とする。
- 3 宿泊費は実費とする。ただし1万円を超えた場合は1万円とする。
- 4 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後清算払いとするが、必要により事前に概算払いとし、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成30年6月6日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	12,000 円	1,500 円	
業 務 執 行 理 事 業 務 報 酬 等 (月額)	300,000 円	33,000 円	
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 等 (日額)	5,000 円	1,500 円	
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	5,000 円	1,500 円	

社会福祉法人南流山福社会 役員等の報酬の総額

(役員等の報酬等)

第1条 定款21条に定める理事及び監事の各年度の報酬の総額は600万円を超えない範囲とする。

社会福祉法人南流山福社会 役員等の報酬の総額

(役員等の報酬等)

第1条 定款21条に定める理事及び監事の各年度の報酬の総額は600万円を超えない範囲とする。

- ① 理事会 9500円(交通費含む)×10人(監事含む)×年5回=475,000円
- ② 理事長業務 13500円×22日稼働×12ヶ月=3,564,000円
- ③ 業務執行理事 333000円×12ヶ月=3,996,000円
- ④ 理事業務報酬 6500円×2人×48回(月4回)=624,000円
- ⑤ 監事指導報酬 6500円×10回指導=65,000円

※ ①+②+③+④=8,724,000円

※ 理事長、業務執行理事兼務の場合=5,160,000円